

浜松市立北浜東部中学校PTA規約

第1章 総 則

第1条 本会は、浜松市立北浜東部中学校PTAといい、事務局を浜松市立北浜東部中学校に置く。

第2条 本会は、北浜東部中学校の生徒の保護者と本校に勤務する教職員をもって組織する。

第3条 本会の目的は、次の通りとする。

- (1) 学校、家庭、地域社会との連携を密にして、生徒の全人的育成に努める。
- (2) 会員の教養の向上と、相互の親睦を図る。
- (3) 地域社会における教育環境の改善と充実に努める。

第4条 本会は、生徒の福利のために活動する他の社会教育団体、または関係機関と協力する。

第2章 事 業

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員の文化意識の高揚を図る。
- (2) 生徒の校外生活の安全と向上を図る。
- (3) 教育環境の整備を図る。
- (4) 会員相互の親睦を図る。
- (5) その他、必要な事業。

第6条 前条の事業を遂行するために、次の事業部及び委員会を設ける。

- (1) 文 化 部 講演会開催、機関紙の発行、展覧会の運営等
- (2) 生 活 部 校外生活指導、交通安全指導、福利厚生事業
- (3) 環境整備部 学校の教育環境の整備
- (4) 保健体育部 体育的行事（体育祭等）への協力、健康管理意識の普及
- (5) 学年委員会 学級・学年懇談会、授業参観への協力

第3章 役 員

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 4名（内、校長・母親代表各1名を含む）
- (3) 書 記 2名（P 1名、T 1名）
- (4) 会 計 2名（P 1名、T 1名）
- (5) 監 事 2名
- (6) 常任委員 若干名（事業部長・学年委員長・教頭・教務主任・担当教員）
- (7) 地区委員 各町内会若干名
- (8) 学年委員 各学級若干名

第8条 本会の役員を選出は、次の方法による。

- (1) 会長・副会長・書記・会計・監事は、選考委員会で選出し、総委員会において承認し、総会で報告する。
- (2) 常任委員は、各事業部の部長・学年委員長・教頭・教務主任・担当教員をもって充てる。
- (3) 地区委員は、各町内会ごとに会員の互選により、2名を選出する。但し、地区の事情により増減することができる。
- (4) 学年委員は、各学級の保護者により、2名を紙上投票により選出する。
- (5) 各事業部及び委員会の部長並びに委員長は、年度初めに会長が委嘱する。

第9条 役員任期は、1年間とする。但し、再任された場合は再任を妨げないが、3年以上その同一役職に就任することはできない。教職員については、前記に関係なく就任することができる。補欠役員は前任者の残任期間とする。

第4章 役員の仕事

第10条 本会の役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を処理し、会議の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は、これを代行する。
- (3) 書記は、総会並びに常任委員会・総委員会の議事を正確に記録し、その他委任された仕事を行う。
- (4) 会計は、予算の定めるところにより経理を行い、総会にその結果を報告する。
- (5) 監事は、年度末に経理監査を行い、総会にその結果を報告する。
- (6) 常任委員は、常任委員会を組織し、本会の企画運営に当たる。
- (7) 地区・学年委員は、総委員会を組織するとともに各事業部に所属し事業の推進に当たる。

第5章 会議

第11条 総会は、会長が召集し年1回開く。但し、必要に応じて、臨時に総会を開くことができる。

第12条 総会は、次の事項を行う。

- (1) 会計の報告
- (2) 予算・決算の承認
- (3) 規約の変更
- (4) その他、重要事項の協議

第13条 総会の決議は、出席者の過半数を必要とする。

第14条 総委員会は、総会に次ぐ決議機関で、規約に基づいて会務を処理する。

第15条 本会の目的達成のため、また会務の処理をするため、各種委員会は必要に応じて随時開催する。

第6章 会計

第16条 本会の経費は、会費・事業収入及び自発的な寄付金をもって充てる。会費の額及び徴収方法は、総会において決定する。

第17条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 附則

第18条 各種必要な細則は、総委員会において定めることができる。

第8章 規約の実施

第19条 この規約は、昭和55年5月7日より実施する。

昭和61年5月8日 一部改正

昭和62年5月15日 一部改正

平成5年4月28日 一部改正

平成6年5月9日 一部改正

平成10年5月1日 一部改正

平成16年4月30日 一部改正

平成16年5月2日 一部改正

平成20年5月2日 一部改正

常任委員会 細 則

第1条 本会規約第10条の規定により、会務の円滑な運営のため常任委員会を置く。

第2条 本委員会の構成と任務は、次の通りである。

(1) 正副会長、書記、会計、常任委員をもって構成する

(2) 本委員会は、本会規約に定めるもののほか、会計監査委員会、選考委員会、各事業部及び臨時委員会の権限以外の事務の処理をする。

(3) 各事業部の連絡調整を図り、総会に提出する議案を調整する。

第3条 本委員会は、会長が必要と認めたとき、または構成員の3分の1以上の要求があったとき開催する。

第4条 本委員会の議事は出席者の過半数で決する。

第5条 本細則は、総委員会の議を経て改廃し、総会に報告する。

役員選考委員会 細 則

第1条 規約第7条に規定する役員の指名に係わる事務の円滑を図るため役員選考委員会を置く。

第2条 本委員会委員の選出は次の通りである。

- (1) 保護者側から、学区内自治会単位で、学年委員、地区委員の互選により各1名を選出する。
- (2) 教職員の中から、互選により2名を選出する。
- (3) 各事業部長、各学年委員長の中から、互選により3名を選出する。

第3条 本委員会の構成と会合

- (1) 本委員会は、第2条の委員をもって構成する。
- (2) 本委員会に委員長1名、副委員長1名を互選により置く。
- (3) 本委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

第4条 役員選考委員会、役員選考正副委員長の任務

- (1) 役員選考委員は、役員候補として適当と思われる会員の選考に当たる。
- (2) 役員選考委員長は、委員会を代表し、選考の経過を総委員会に報告し、承認を得て総会で報告する。
- (3) 委員長不在の場合は、副委員長が代行する。

第5条 本細則は、総委員会の議を経て、改廃し総会に報告する。

学年委員会 細 則

第1条 学校と家庭との連絡を一層緊密にして、教育効果を高めるため学年委員会を置く。

第2条 学年委員会の選出と任期

- (1) 学年委員は、各学級2名（保護者）とし、年度始め学級別PTA名簿による紙上投票により選出する。
- (2) 学年委員は、2学年以上の学年委員を兼ねることはできない。2学年以上にわたって指名された場合は、本人の意志により、いずれか1学年の学年委員になる。
- (3) 学年委員の任期は1年とし、再選の場合は重任を認める。

第3条 学年委員会の構成と会合

- (1) 学年委員は、同学年の学年委員により学年委員会を構成する。
- (2) 学年委員会ごとに、学年正副委員長を置く。
- (3) 学年副委員長は、学年委員長が委嘱する。
- (4) 各学年委員会は必要に応じて委員長が召集する。

第4条 学年委員、学年正副委員長の任務

- (1) 学年委員は、学級PTA集会を司会し、学級と学級保護者との連絡調整に当たる。
- (2) 学年委員長は、学年PTA集会や学年委員会を司会し、学年と保護者との連携の緊密化を図る。学年会計の監査を行う。

- (3) 学年委員長不在の場合は、学年副委員長が代行する。
 (4) 学年委員長（3名）は、本会常任委員を兼ね、学年の意向を本会に反映する。

第5条 本細則は、総委員会の議を経て改廃し、総会に報告する。

慶弔規定

1 本規定は、会員の慶弔に際して、PTAとしてその意を表すことを目的とする。

2 慶弔に際しての金額等は、下表の通りとする。

(1)

		死 亡		盆	
		香 料	参列者	盆 供	参列者
常任委員 監事	本人	10,000	常任委員 監事	2,000	正副会長
	配偶者	5,000	同上	2,000	同上
	実父母	2,000	正副会長	1,000	同上
委員・ 職員	本人	10,000	正副会長 該当部委員長	2,000	同上
	配偶者	5,000	同上	2,000	同上
	実父母	2,000	正副会長	1,000	同上
会 員		5,000	正副会長 該当部委員長	2,000	同上
生 徒		5,000	同上	2,000	同上

(2) 生徒及び会員の疾病（1週間以上の入院）の見舞金は2,000円とする。

(3) 上記以外の慶弔・不慮の災害等の場合は、正副会長の協議により決定する。

3 本経費は、PTA会計（慶弔費）より支出する。

浜松市立北浜東部中学校交通安全保護者の会会則

(名称及び事務局の所在地)

第1条 本会は、北浜東部中学校交通安全保護者の会といい、事務局を北浜東部中学校に置く。

(構成員)

第2条 本会は、北浜東部中学校に在籍する生徒の保護者をもって構成する。

(目的)

第3条 本会は、激増する交通事故に対処するため、北浜東部中学校における保護者と生徒の交通安全思想の高揚を図り、子供を交通事故から守り、安全で明るい地域づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各種交通安全運動への積極的参加
- (2) 生徒の登下校時における街頭指導
- (3) 交通安全研修会等への参加
- (4) 交通安全についての家族会議の推進
- (5) 関係機関との連携による交通安全施設の整備充実
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置くことができる。

会長 1名 副会長 2名 委員 若干名 監事 2名

第6条1 会長及び副会長は、委員の互選とする。

2 会長は、本会を代表し、会務を処理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

4 副会長のうち1名は、本会の会計を務めるものとする。

(委員及び監事)

第7条1 委員及び監事は会員の互選とする。

2 監事は、本会の会計及び事業を監査する。

(役員任期)

第8条1 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後であっても、公認の役員が就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(顧問)

第9条1 会長は、委員会にはかつて学識経験者又は、本会に特に功労のあった者を顧問に推薦することができる。

2 顧問は、会議に出席し意見を述べることができる。

(会議)

第10条 会議は、総会及び委員会とし、会長が必要と認めるときに召集し、議長を務めるものとする。

(総会)

第11条 1 総会は年1回開催する。ただし、必要があるときは臨時総会を開催することができる。

2 総会は、次の事項を討議決定する。

- (1) 本会の予算及び決算
- (2) 会則の改正
- (3) 役員の変更
- (4) その他重要事項

(委員会)

第12条 委員会は、委員をもって構成し、次の事項を決議決定する。

- (1) 総会への提出議案
- (2) 本会の運営上必要な事項

(会議の議決)

第13条 会議は、その構成員の過半数の出席により開催し、出席者の過半数の同意により議決する。可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(会計)

第14条 本会に必要な経費は、会費・寄付金等をもって当てる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(備付簿冊)

第16条 本会に、役員名簿・会計簿及び会議録、その他の重要簿冊を備え、その都度その状況を明確にしておかなければならない。

付則 この会則は、昭和61年4月1日から施行する。

浜松市立北浜東部中学校 交通安全保護者の会内部規定

1 事業 (会則第4条関連)

本会の事業は、北浜東部中学校PTA生活部 (PTAの交通安全を担当する部、以下生活部とよぶ) の事業に含めることができる。

2 会長及び副会長 (会則第6条関連)

会長及び副会長は、生活部長、生活副部長が兼任する。

3 委員 (会則第7条関連)

委員は、生活部の委員全員または互選とする。

4 会議・総会 (会則第10条・11条関連)

(1) 総会は、PTA総会に代えることができる。その場合、議長はPTA総会の議長が兼ねる。

(2) 委員会は、生活部委員会に代えることができる。その場合は、議長は生活部委員長が兼ねる。

5 会計及び会計簿（会則第14条・16条関連）

(1) 本会の会費は、生活部費の一部を当てる。

(2) 特に、助成金等が交付されたときには、会計簿を作成する。

別記

警察署及び生活保全課等で、交通安全保護者の会の事業や活動等を実施する場合は、必ず事前に市PTA連絡会会長（市PTA連絡会会長の所属する学校の学校長）及び市校長会長に連絡協議の上、各学校へ連絡するように申し入れる。

交通安全保護者の会組織

会 長	生活部 部長
副会長	生活部 副部長
委 員	生活部員
監 事	PTA監事2名